

希望校の変更 11月14日(金)～11月20日(木)

希望校の変更方法

- **11月14日(金)～11月20日(木)** の変更受付期間内に**1回に限り**、希望校の変更が可能です。(未提出者含む)
変更を希望する方はオンラインで申請いただくか、「希望調査結果通知書」と保護者自身の本人確認書類を持参し、此花区役所1階①番窓口にお越しください。(郵送、電話での受付はできません)
- **変更受付期間後は希望校の変更は一切できません。** 第1希望校・第2希望校に当選した場合の辞退(通学区域校に戻ることもできないため、ご注意ください)。

公開抽選日 12月8日(月) 18:30～

各学校の抽選の有無・抽選の結果等については、通学区域校以外の学校を選択された保護者の方へ通知を送付するとともに、此花区のホームページにて公表いたしますので、個々のお問い合わせにはお答えできません。

公開抽選

- 各学校が定めた受入れ可能人数を超える希望者がいる場合は、公開抽選で入学者を決定します。
- 抽選は、区役所職員が公開の場で公正に行いますので、必ずしも本人や保護者の方が立ち会う必要はありません。また、立ち会わないことによって不利になることはありません。
- 抽選における優先がありますので、**6ページ**の「**●優先事由**」を参照ください。

補欠登録

- 希望する学校の抽選に当選しなかった場合、補欠者の順番を決定する抽選を行います。
第1希望校及び第2希望校に当選とならなかった場合、第1希望校の補欠登録を行います。(第2希望校の補欠登録はありません。)
- 小中一貫校を希望されている方も同様に、第1希望(小中一貫校)・第2希望(此花区内での選択校)ともに当選とならなかった場合、小中一貫校の補欠に登録され、第2希望校の補欠には登録されません。

補欠登録となった方の受入れについて 1月下旬以降予定

- 補欠登録をされた方には、希望校の受入れが可能になった時点で随時お電話にて連絡します。小学校は概ね1月下旬から**2月6日**、中学校は概ね1月下旬から**2月13日**を予定しています。
- 補欠登録を辞退される方は、速やかに「補欠登録辞退届」を提出してください。
- 繰り上げ期限までに連絡がなかった場合は、通学区域校に就学が決定します。
- 繰り上げ当選した場合、繰り上げ期限までに区役所の窓口にて「意思確認書」の提出が必要です。繰り上げ期限までに提出がなかった場合は、通学区域校に就学が決定します。(郵送、電話での受付はできません)

繰り上げ期限

小学校 **2月6日(金)** 窓口開庁時間まで
中学校 **2月13日(金)** 窓口開庁時間まで